

平成30年度 第7回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成30年 10月25日 (木)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成30年 10月25日 午後 13時 55分 開 会			
	平成30年 10月25日 午後 18時 32分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	5 番	神谷 正	6 番	比嘉 盛和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成30年度 第7回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりですが、2番 謝花 喜美 (じゃはな よしみ) 委員、1番大竹 恭弘 (おおたけ やすひろ) 委員から動議の提出があり農業委員会会議規則第23条の規定による1名以上の賛成者がいますので、議案として審議することとしたいと思います。異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
----------------	---

議 長 (日程第1)	異議なしと認め、これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜(うちまりょう)さん、議事録署名委員には、5番 神谷 正(かみや ただし)委員、6番 比嘉 盛和(ひが もりかず)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思います。異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 平成30年度北部地区農業委員会 伊是名研修について 報告2 利用権設定農地の貸借終了・中途解約のお知らせについて 報告3 利用権・所有権移転等申出書 新様式について 報告4 現地確認依頼について
議 長 (日程第4)	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第40号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第41号 非農地証明願いについて 議案第42号 農地法第5条許可の取り消し願いについて 議案第43号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第45号 第4回今帰仁村農業委員会総会議案第29号整理番号9号における意見書の訂正と再進達および沖縄県に対し再審査のお願いについて

	<p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第40号から第45号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが9件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩（現地調査） 午後 14時 1分</p> <p>再開 午後 16時 20分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 1ページをお開き下さい。（議案書に基づいて議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」の内容を説明）</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>整理番号15番の所有者の方はすでに亡くなっていますが、相続人の承諾は取っていますか。</p>
事 務 局	<p>はい、相続人から承諾書をもって添付してあります。</p>
委 員	<p>整理番号2番は貸借期間が議案書では5年、説明では10年と書いていたが、どちらが正しいか。</p>

事務局	<p>すみません。5年の間違いです。</p> <p>整理番号2番については、先ほど貸借期間が10年とお伝えしましたが、5年間の誤りでしたので訂正をお願いします。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。では、議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第41号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第41号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第41号「非農地証明願いについて」の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>整理番号1番と3番ですが、現場確認したところどうしても非農地と判断するには納得いかないが、非農地ではなく5条での申請がいいのではないか。</p>
委員	<p>1番については隣接地で事業が始まっており、そこが山林や原野だったら申請地を非農地証明で出すのは分かるけど、このまま隣接地の事業が進むのは目に見えているので、判断が難しい。一体的に事業を展開するのではないかという心配がある。3番については隣の人がしたとはいえ無断転用したのをしょうがないで非農地証明出すのは…。他の案件とバランスが悪くなる。</p>

委 員	<p>非農地証明についてはマニュアルを作ってほしい。条件によって判断したいので。一番の問題は申請者が畑を非農地に変えたとき、課税等の心配をしていない。そこを事務局はちゃんと説明してほしい。そうすれば簡単に非農地証明申請はあがってこない。非農地になった後どう利用されるか心配なので、できたら非農地申請ではなく5条申請へと勧めてほしい。</p>
事 務 局	<p>通常の県のマニュアルからすれば、20年以上も放棄されればスキ原野レベルでないと判断され非農地証明されます。また沖縄県に関しては、復帰後に農地法が適用されておりますので、それ以前に建てられたものに関しては、今更5条で追認というのは難しいのでその辺の判断はしっかり決めといて、今回のケースは地元委員の意向もあると思うので、その辺を踏まえて判断していただければと。通常であれば大木が生えてなければ非農地でないというスタンスであります。</p>
委 員	<p>では今後、マニュアルを作ってそれに基づいて判断していくということで。</p>
事 務 局	<p>はい。ただやっぱり草も生えない畑もあつたりするので、そこは地元委員が情報収集し、ここは畑としては使えないという判断を基に審議した方がいいと。</p>
委 員	<p>4番について申請面積がうち面積だが、これは法務局で登記できないと思うが。申請地を分筆して地番が確定しないと証明できないと面接で言いましたけど。地積測量は終わっているので便宜を図って、地番確定後申請書の内容を確認するという付帯決議にしますか。</p>
事 務 局	<p>整理番号4番については地積測量を終え分筆し登記完了し、地番と面積を確認した後に非農地証明を出すということで。</p>
委 員	<p>今回は申請書と同一であるという確認を取るという付帯決議をお願いします。</p>
委 員	<p>1番については、指摘された通り申請者と調整して非農地申請ではなく5条申請で出すということで対応したいと思います。3番に関しては今後畑として使うことはないと地元委員として判断しております。</p>

事務局	<p>整理番号1番に関しては、隣接地がボーリングされていることもありますので、5条申請で改めて出してもらおうということで否決にしたいと思います。4番につきましては、法務局で分筆登記が済んで地番が確定しましたら、地元推進委員を交え現場確認し、その上で非農地証明を出していきたいと思います。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩 午後 16時 56分 (議案第41号「非農地証明願いについて」内容確認) 再開 午後 17時 4分</p>
議長	<p>再開します。議案第41号「非農地証明願いについて」は、1番については4条もしくは5条での申請が望ましいと思うので保留いたします。2番から4番については可決決定したいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第41号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、1番は保留、2番から4番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第42号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第42号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」説明いたします。お手元の資料 6ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第42号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>議案43号の事業計画変更と議案42号取り消し願いの違いは、議案43号は所有権移転が完了して畑に戻せないから事業計画変更で申請出していて、議案42号は所有権移転ではなく使用貸借なので取り消してことですよ？ただこの申請地、前から倉庫が建っていたので始末書をつけた方がいいのでは？元々農地で純粹に所有権移転して</p>

	<p>いないから元の畑に戻して取り消してというのは最初から効力が無くなることにするもので、事業計画変更は変更しても効力は発生しているもの。これ転用行為は半分済んじゃっているけど、まだ一般住宅には建てかえていない。これ県との調整は完了していますか？現況が農地で何も手をつけていなかったらいいんだけど、ここ前の5条申請する時に倉庫建てちゃって。現状回復でなく追認という形で申請があがったんですけど。取り消して戻すってどこまで戻すのか。事業計画変更ではなく取り消しのほうが好ましいのか。当初の5条申請では転用行為が完了しているのに取り消ししていいのか。これはこれで完了届は出せないのか。転用完了していないと事務局は判断したが、一般住宅で申請していて倉庫だから、完了届は出せないのも取り消しじゃなくて事業計画変更で倉庫として出させては？この件について県と調整できてたら別にいいんですけど。</p>
委員	<p>どっちみちこの申請地は今後畑として使うことはないかと地元委員は判断してます。</p>
委員	<p>県に確認した上で取り消しということだと思います。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第42号「農地法第5条許可の取り消し願 いについて」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第42号「農地法第5条許可の取り消し願 いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第43号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第43号「農地転用事業計画変更承認申 請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 7ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、事業計画変更承認申請の内容を説明) 以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第43号「農地転用事業計画変更承認申請について」の 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。</p>

		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第43号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>議案第43号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、私のほうから議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。</p> <p>お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第44号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長		ただ今、説明がありました、議案第44号整理番号1番についてご意見・ご質問はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第44号整理番号1番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしとのことでありますので、議案第44号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第44号整理番号2番についての説明をお願いします。
事 務 局		<p>それでは私のほうから、議案第44号整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第44号整理番号2番について内容を説明)</p>

		事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました、議案第44号整理番号2番につきましてご意見・ご質問はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第44号整理番号2番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、議案第44号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第44号整理番号3番についての説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから、議案第44号整理番号3番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第44号整理番号3番について内容を説明)
		事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました、議案第44号整理番号3番についてご意見・ご質問はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第44号整理番号3番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、議案第44号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第44号整理番号4番の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから、議案第44号整理番号4番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第44号整理番号4番について内容を説明)

		<p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>	
議	長	<p>ただ今、説明がありました、議案第44号整理番号4番についてご意見・ご質問はございませんか。</p>	
委	員	<p>これ先月否決された案件ですけど、事業内容が明確でないってことで。事業計画書が面接のときには13グループが利用して52人が使用すると説明を受けまして、それは無理があるのではと指摘しましたが、その後の事業計画の変更の提出は確認しましたか？</p>	
事	務	局	<p>事業計画につきましては提出されています。新たにプールを建設する理由として古宇利島に訪れる島内外の観光客は増加の一途をたどっており、年間80万人余りの方が古宇利島を訪れています。観光客ニーズに応えるためにも申請地にプール建設をしたい。申請地を選定した理由として申請地近くに時計浜があり、海水浴利用者等との综合利用が見込まれる。申請地の利用計画としてプール1機958㎡、駐車場14台 396㎡、管理棟155㎡。その他登記事項として当該事業に関する他法令に関わる場所についても関係機関と調整等を行います、とのこと。収支計画につきましては集客数最大52名を想定しております。</p>
委	員	<p>前回否決にしたのはプールではなく違う目的で利用するのは、と心配して否決にしたと思うんですけど。52名もここに入るのか疑問ですが…。さっきの説明だと海を利用する方もここに停めさせてあげたら施設を活用して収支を上げていく方向だと。</p>	
事	務	局	<p>県の方に確認してプールについて申請の前提として農地法に基づく転用審査では転用目的に係る事業に関連して、法令に定めるところにより許可、認可等を要する場合においてそれを了としているときは、その旨を証する書面の提出をお願いしております。プールについては書面の提出は無いとのこと。また、今回のプール申請について設置・営業を行う場合に必要な諸手続きについては、おそらく衛生関係で保健所の手続き等は必要となると思いますので、一度そちらに確認をお願いいたしますとのこと。申請者が保健所に行って確認したとこ</p>

	<p>ろ、①プールの管理は文部科学省（遊泳用プール衛生基準）に準ずる。②毎年一回（4月1日から翌年3月31日）までの遊泳用プール調査票を名護保健所生活環境課に提出義務があります（10月18日名護保健所生活環境班に確認済み）。③プールの水はろ過装置を完備し、15%の水を2週間に1回入れ替えするので、排水溝が溢れない程度に流出する。④当社ではプール管理者を配置し、安全衛生に心がけたくさんの観光客に喜ばれる施設作りを考えています、とのことです。プールについて申請・届出は施設については無いですが、衛生上の管理の届出があるとのことです。プールの完成については、現況証明で80%以上建築が確認できた時点で出せますので、そこで地目変更という形になります。</p>
事務局	<p>少しだけ補足します。いま現況証明の説明がありましたが、転売目的がないかというのが気になる部分で、本当に事業計画があるのか心配なされていると思いますが、実際このプールがほぼほぼ完成しなければ地目変更はできない、現況証明出せなければ地目変更はできないので、別の業者が新たに出てくる場合には再度事業計画変更を提出もしくは取り消しで対応し、再度審議してもらう形になります。畑のままなので業者に転売しようとしても農家ではないので買えませんので。地目を変えるには8割程度完成し農地にはもう戻らないと判断できる状態を確認し、現況証明を出す形になります。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第44号整理番号4番について異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第44号整理番号4番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第44号整理番号5番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第44号整理番号5番について説明いたします。 （議案書に基づいて議案第44号整理番号5番について内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました、議案第44号整理番号5番についてご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第44号整理番号5番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第44号整理番号5番については原案通り可決決定いたします。 暫時休憩します。
	休憩 午後 17時 40分 再開 午後 17時 50分
議 長	再開します。それでは、続きまして、議案第45号「第4回今帰仁村農業委員会総会議案第29号整理番号9号における意見書の訂正と再進達および沖縄県に対し再審査のお願いについて」を議題とします。提案者を代表して大竹委員の説明をお願いします。
大 竹 委 員	それでは私のほうから、議案第45号について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第45号について内容を説明)
議 長	ただ今、説明がありました、議案第45号についてご意見・ご質問はございませんか。
委 員	・他市町村議事録と村議事録を比較したいので早めの掲載を願いたい。 ・これまでの否決案件の書類を提示願いたい。 ・事務改善に伴い、マニュアル作りを願いたい。特に4条・5条について。 以上の意見あり
議 長	よろしいでしょうか。議案第45号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしとのことでありますので、議案第45号については原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成30年11月26日(月)を予定しています。これにて平成30年度第7回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 18時 32分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印